



# 商工会だより 7月号

発行日 令和2年7月10日

開催日時	内容	開催場所
8月3日(月)～14日(金)	2020プレミアム商品券予約受付	木津川市商工会本所
9月1日(火)～15日(火)	プレミアム商品券販売 ※但し、本所のみ9月5日(土)、6日(日)も販売します	木津川市商工会本所 加茂支所・山城支所

## 祝 『山城織物協同組合』 設立

木津川市の織物襖紙に関する企業5社が集まり、協同組合を設立されました。かつて、織物関連事業は隆盛を極め、市内には26社からなる一大産業でありました。しかし、住宅の西洋化が進み襖の需要は減少していき、現在製造をしているのは6社だけとなりました。それでも、日本の織物襖紙の約8割が市内で製造されており、日本の伝統産業に位置付けられるものであります。

商工会でも、伝統産業として京織襖紙のご支援を今後も行い、皆様とともに歩んでいきたいと考えております。

市内事業者様には、マッチングもできればと考えておりますので、今後ともご支援ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

【中山】

「6月18日 小嶋織物株式会社にて」



## 令和2年度入札参加資格審査申請（指名願い）臨時受付について

令和2年8月に、市内業者（市内に主たる営業所（本店）を有する法人又は営業拠点を有する個人のうち、別に定める要件に該当する方）を対象に、指名願いを臨時受付します。

現在、資格を有していない方で、木津川市からの受注を希望される場合は、申請書を提出し、資格審査を受けてください。申請を希望する方は、必ず事前に木津川市指導検査課（☎75-1224）に連絡ください。

受付期間 8月20日(木)～8月31日(月)(土・日曜日を除く)

受付時間 8:30～12:00、13:00～17:15(最終日は17:00まで)

登録分野(臨時受付)	入札参加資格有効期間
建設工事	令和2年10月1日～令和4年3月31日の1年6か月
測量・建設コンサル等業務	令和2年10月1日～令和3年3月31日の6か月
物品・役務の供給等	令和2年10月1日～令和3年3月31日の6か月

※臨時受付に係る申請の手続きなどは、7月1日から木津川市ホームページで掲載します。

## 令和2年度労働保険料等納付の猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により1年間の猶予制度の特例が制定されました。(来年度2年分の納付となります)

当会の労働保険事務組合に委託されている事業所で、猶予を希望される方は7月末日までにご相談ください。但し、申請書を提出の後、京都労働局の審査があります。 【森井】

《商工会だより目次》

●2ページ目 新規会員様紹介、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金

【編集 岸本】

発行者

木津川市商工会  
木津川市木津南垣外83-3

TEL: 0774-72-3801

FAX: 0774-72-6564

Mail: kizugawa-sci@kyoto-fsci.or.jp

URL: http://kizugawa.kyoto-fsci.or.jp



# 新会員様のご紹介

事業所名 心穩 COCON  
代表者名 佐野木 篤  
業 種 飲食業  
所在地 木津川市山城町平尾不知田129-1  
電話番号 0774-86-6930



京田辺で開業して10年、木津川市に移転して3年目になります。和食を中心とした料理を提供しています。自家菜園を持ち“体にやさしい料理”をテーマに、ここ山城町の素晴らしい野菜を料理を通して、いろんな人々にアピールできたらなとも思っています。よろしくお願いします。

事業所名 ひなた  
代表者名 森下 幸子  
業 種 カラオケ居酒屋  
所在地 木津川市山城町上狛野日向1-8  
電話番号 0774-86-2355



カラオケを歌って頂いたり、お料理とお酒を提供しています。  
よろしくお願いします。

## 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 ～仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者への支援金～

### 【趣旨】

小学校等の臨時休業等にに伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金が支給されます。**※青色事業者専従者の方も対象となっています。**

### 【内容】

**令和2年2月27日から3月31日まで**の間において、就業できなかった日について、1日あたり**4,100円**(定額)支給されます。

また、**令和2年4月1日から9月30日まで**の間において、就業できなかった日について、1日あたり**7,500円**(定額)支給されます。

### 【対象者】※(1)～(4)のいずれにも該当する方が対象

- (1)保護者であること
- (2)①又は②の子どもの世話をを行うこと
  - ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等に通う子ども
  - ②新型コロナウイルスに感染した子ども等、小学校等を休むことが適当と認められる子ども
- (3)小学校等の臨時休業等の前に、業務委託契約等を締結していること
- (4)小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

※対象になっているかどうか、必要書類・添付書類等は問合せ先、または商工会までご相談ください。

### 【期限】

**令和2年12月28日まで**

### 【問合せ先】

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
TEL:0120-60-3999(受付時間:9:00~21:00)※土日・祝日含む

**※詳しくは商工会までご相談ください。**

【近藤】

木津川市商工会  
木津川市木津南垣外83-3  
TEL:72-3801 FAX:72-6564

山城支所  
木津川市山城町上狛北的場15  
TEL:86-3157 FAX:86-4064

加茂支所  
木津川市加茂町里南古田24  
TEL:76-2970 FAX:76-7211